主 文

本件申立を棄却する。

理 由

上告棄却の裁判に対し、刑訴五〇一条による解釈の申立の許されないことは、当 裁判所の判例とするところであるから、本件申立は不適法として棄却すべきもので ある。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二九年一二月二四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長	裁判官	栗	Щ		茂
	裁判官	\ J \	谷	勝	重
	裁判官	藤	田	八	郎
	裁判官	谷	村	唯一	郎
	裁判官	池	田		克